

「男女の賃金の差異」の情報公表

区分	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全従業員	72.3%
正規雇用者	73.7%
非正規雇用者	98.0%

1. 対象期間：2023事業年度（2023年4月1日～2024年3月31日）
2. 非正規雇用は、有期契約社員とし、派遣社員を除いております。
3. 男女の賃金格差については、男性の賃金に対する女性の賃金の割合を示しており、厚生労働省の定める計算方法により算出しております。